

## 第1章 はじめに

### 計画の位置づけ

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、宮城県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの

### 計画期間

令和6年度から令和11年度まで

### 感染症発生状況

- 平成26年11月に二類感染症として新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い鳥インフルエンザ（H7N9型）や中東呼吸器症候群（MERS）が指定
- 平成28年3月には四類感染症としてジカウイルス感染症が指定され、監視対象となる感染症が増加
- 令和2年2月には新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定。その後、令和3年2月には新型インフルエンザ等感染症と位置付けられ、令和5年5月8日からは5類感染症に変更。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された令和5年5月8日時点では、累積患者数は全国で約3,380万人、本県においては約54万3千人となっている

### 発生動向の課題を踏まえた対策の推進

- 国が特定感染症として定める感染症は、県でも増加傾向にあるものや、輸入等によりまん延が懸念されるものがあり、発生動向の注視等の対策を推進
- 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザについては、そのウイルスが変異しやすい性質を有し、感染力が強く、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、発生動向等を注視しながら対策を実施
- 全ての感染症のまん延防止のため、特に適切な医療提供体制の整備や人材の育成、正しい知識の普及啓発の推進

### 法に基づく感染症類型

感染症類型	疾病名
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類	E型肝炎、A型肝炎、つつが虫病、エムボックス、デング熱、ブルセラ症、マラリア、ライム熱、レジオネラ症、レプトスピラ症 等
5類	アメーバ赤痢、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、後天性免疫不全症候群、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、百日咳、風しん、麻しん 等
新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

## 第2章 感染症対策の推進の基本的な方向

- 普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の推進
- 患者等の人権の尊重と感染症の予防及び治療の両立による社会全体での予防の推進
- 国、市町村、医師会等の関係医療機関等の連携による迅速かつ的確な対応を行うための体制の整備
- 平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制を構築
- 感染症予防のための正しい知識の普及啓発と情報収集・提供体制の整備
- 感染症連携協議会を設置し、関係機関と平時から意思疎通、情報共有、連携の推進

## 第3章 感染症対策

### 第1 感染症の発生の予防のための施策

- 感染症の情報収集・分析・公表を中心とした関係機関との連携による食品・環境衛生対策、国内侵入防止対策等の推進
- 市町村との連携による安全かつ適切な予防接種を受けやすい環境の整備

### 第2 感染症のまん延の防止のための施策

- 患者等の人権を尊重した入院勧告等の対人措置及び消毒等の対物措置の適切な実施
- 感染症が集団発生した場合の関係機関等との連携体制の確保

### 第3 感染症及び病原体等に関する情報収集、調査及び研究

- 保健所及び地方衛生研究所と関係部門及び国等関係研究機関の連携による計画的な調査、研究及び人材育成の実施
- 感染症指定医療機関による新興感染症の対応、知見の収集及び分析

### 第4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 地方衛生研究所等における検査体制等の充実及び医療機関等への技術的支援等による検査能力の向上
- 地方衛生研究所等が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備
- 新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、知事等と民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備

## 第3章 感染症対策（続き）

### 第5 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- 感染症指定医療機関における良質かつ適切な医療の提供による重症化の防止、病原体の感染力の減弱・消失
- 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、宮城県医療審議会や宮城県感染症連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備
- 新興感染症の発生及びまん延に備えるため、医療措置協定を締結

### 第6 感染症の患者の移送のための体制の確保

- 患者の医療機関への移送は、保健所のみでは対応が困難な場合において、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図る

### 第7 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標

- 新興感染症対応における、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保や、地方衛生研究所等、保健所及び民間検査機関等における検査体制、個人防護具の備蓄、後方支援、宿泊施設の確保等の数値目標を設定（右記抜粋）

### 第8 宿泊施設の確保

- 民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結

### 第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 外出自粛対象者の健康観察体制を整備及び生活上の支援を行う

### 第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

- 知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、仙台市長、その他市町村長及び関係機関に対して総合調整を行う

### 数値目標一覧（抜粋）

項目	目標値		単位
	流行初期	流行初期以降	
入院（確保病床数）	187	612	床
発熱外来	506	683	機関
自宅療養者等への医療の提供		883	機関
後方支援		77	機関
医療人材派遣確保人数		715	人
検査の実施能力	5,566	7,054	件/日
宿泊施設確保居室数	200	1,950	室

## 第3章 感染症対策（続き）

### 第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- 自治体による適切な情報の公表、正しい知識の普及等
- 医師等による患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供
- 県民による正しい知識の獲得、自らの予防、患者等の人権尊重

### 第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の育成及び資質の向上

### 第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続を図る。また、平時より有事に備えた体制を構築する

### 第14 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

- 地方衛生研究所において特定病原体を所持する場合の速やかな届出等の手続き、施設の基準及び保管等の必要な基準の遵守、適切な管理

### 第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供

- 国、市町村や近隣自治体、医療関係機関等との連携による迅速かつ的確な対策の実施
- 県民が感染症予防等の対策を講じるために有益な情報の利便性及び理解のしやすさを考慮した提供

### 第16 特定感染症予防指針に定められた感染症への対応

- 結核、麻しん・風しん、エイズ・性感染症、インフルエンザ、蚊媒介感染症について、特定感染症予防指針に基づき対策を実施

### 第17 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 災害発生時における「宮城県地域防災計画」に基づく、医療機関の確保、防疫活動、保健活動等の実施
- 外国人患者発生時における関係機関との連携による感染症防止策の実施及び患者等の不安軽減の実施
- 薬剤耐性（AMR）対策に関する検査の実施及び情報提供
- 全国と比較してり患率の高い腸管出血性大腸菌感染症の対策の推進